

宮城県男女共同参画審議会会議録

日 時：令和2年6月16日（火）

午前10時～正午

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

（令和2年度 第一回）

出席委員：水野紀子会長，渡部順一副会長，兼子佳恵委員，熊谷大委員，栗林美知子委員，
佐藤央子委員，竹中智夫委員，土橋章子委員，成瀬陽子委員，吉田聡委員
欠席委員：北島みどり委員，田口敦子委員

1 開 会

（司会：共同参画社会推進課 百井副参事兼課長補佐）

【定足数報告】

本日の審議会は、12名中10名の委員の御出席をいただいておりますので、宮城県男女共同参画推進条例第20条第2項の規定による定足数（半数以上）を満たし、成立しておりますことを御報告いたします。

2 あいさつ

【環境生活部 鈴木部長】

令和2年度第1回「宮城県男女共同参画審議会」の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。委員の皆様には、日ごろから本県の男女共同参画の推進につきまして、格別の御理解・御協力をいただいておりますことに、この場をお借りして感謝を申し上げます。

また、2月以降、県では新型コロナウイルス感染症の防止対策としまして最優先で取り組んで参りましたが、県民の皆様の多大なる御協力がございまして、なんとかこのような落ち着いた状態になっているところでございます。また、委員の皆様もそれぞれの分野におきまして、新型コロナウイルス感染症への対策に御尽力頂きました。この場をお借りして、改めて厚く御礼申し上げたいと思います。

さて、本県の「男女共同参画推進条例」は施行から19年、また、「男女共同参画基本計画」は最初の策定から17年経過いたしました。この間、県といたしましては、男女共同参画の推進に向け、市町村、事業者、関係団体とともに各種セミナーやシンポジウム等を開催

いたしまして、広く県民への理解の浸透を図ってきたところです。

また、一昨年度は全国的なフォーラム「WIT2018宮城」を宮城県で開催させていただきました。昨年はこの後継事業、レガシー事業としてシンポジウムを開催し、特に男女共同参画と女性活躍の推進には欠かすことの出来ない「男性の視点」をテーマとした講演により、効果的な普及啓発を行うことができたと考えております。

このように男女共同参画社会づくりについては、着実に進んできていると認識はしておりますが、まだまだ分野によっては、課題があり進んでいない部分がございます。

今後も引き続き、市町村、事業者、関係団体と連携して男女共同参画の普及啓発に取り組むとともに、女性が活躍しやすい環境の整備に努めて参ります。

本日の審議会では、現行計画の後継となる第4次基本計画の策定方針案につきまして、御審議をいただくこととしております。忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。本日はどうぞよろしく願いいたします。

3 各委員、事務局（県）の紹介

【事務局】

本日の審議会は、令和2年3月の委員改選後2回目の審議会となります。3月の第1回を御欠席、また、令和2年4月に新たに委員に就任された方を御紹介させていただきます。

宮城労働局 雇用環境・均等室長の佐藤央子委員でございます。

一般社団法人 宮城県経営者協会 事務局長の吉田聡委員でございます。

次に、令和2年4月の人事異動で新たに環境生活部に参りました県の職員を紹介させていただきます。

宮城県環境生活部部長 鈴木秀人でございます。

環境生活部共同参画社会推進課男女共同参画推進専門監 堀内瑞でございます。

【事務局】

それでは、議事に入らせていただきます。本日は、次第にありますとおり議題（1）宮城県男女共同参画基本計画（第4次）の策定方針案について御審議いただきます。限られた時間ではございますが、どうぞよろしく願いいたします。

進行につきましては、宮城県男女共同参画推進条例第20条第1項の規定によりまして、水野会長に議長をお願いいたします。

4 議事

【水野委員】

それでは、進めさせていただきます。

私は前回の第3次計画の策定作業も行いましたが、基本計画を策定する時は本当に大変な作業になります。委員の皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。それでは今年度の予定を事務局の方から御説明願います。

【田中課長】

資料1 宮城県男女共同参画基本計画（第4次）策定スケジュールを御覧ください。

前回の審議会でもスケジュールについて簡単に説明させていただきましたが、今回の資料では今後開催する審議会の日時等についても具体的に記載しております。この資料は今年度の審議会開催、また男女共同参画基本計画（第4次）及び年次報告の策定スケジュールを示しております。通常、審議会は毎年2回開催しておりますが、今年度は、基本計画（第4次）を策定することから全4回の開催を予定しております。

右の列にある年次報告についてですが、これは「宮城県男女共同参画推進条例」第16条において「男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない」との規程に基づくもので、9月議会へ報告する予定となっております。

昨年度に実施した男女共同参画に関する県事業について、7月20日の2回目の審議会にて御審議をいただき、8月に知事をはじめとする「男女共同参画施策推進本部会議」に諮り、最終的に議会へ報告書を提出いたします。

男女共同参画基本計画（第4次）の策定につきましては、3月に公表し、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間として予定しております。また、第3次計画では、平成28年4月に施行された女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」としても位置付けており、引き続き第4次計画についても、「女性活躍推進計画」と位置づけることとします。以上でございます。

【水野委員】

ただいま事務局から説明がありましたが、この説明について何か御質問等はございませんでしょうか。

（特になし）

では次第に従いまして、進めさせていただきます。

議題（1）の「宮城県男女共同参画基本計画（第4次）策定方針案について」事務局から説明願います。

【堀内専門監】

ではお手元の資料2～5について、私の方から説明させていただきます。

始めに、本日御審議いただきます策定方針案につきましては、3月の審議会でお配りしております、現行の第3次計画の冊子の1ページから4ページにあたる、計画の大きな柱となる部分と目標指標に対して、御意見を頂戴できればと思っております。本日、御審議いただいた内容を踏まえ次回7月20日の審議会に素案としてお示ししたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料2 宮城県男女共同参画基本計画（第4次）構成案を御覧ください。こちらは、第1次、第2次、第3次の基本計画の構成と、第4次の構成案を示したものです。基本的には、第4次につきましては第3次を引き継いだものとなっております。

第3次計画より変更した内容のみ御説明いたします。また、変更した箇所へは、アンダーラインを引いておりますので御確認ください。

第2章の県の現状でございます。

第3次計画に記載しております、5「女性に対する暴力や犯罪の深刻化」は、第4次計画においては「配偶者等からの暴力や犯罪の深刻化」と文言を変更しております。これは、女性のみならず、男性も暴力や犯罪の被害にあっているという昨今の現状を反映させたものです。

また、第3次計画の6「東日本大震災の発生と復興に向けた取組」を第4次計画では「東日本大震災からの復興と再生」に文言を変更しております。

第3次計画では、東日本大震災の発生に伴う被害や課題、今後必要となる視点について記載しておりました。第4次計画では東日本大震災発生から10年目となることから、その10年間の中で実施してきた取組や現在の状況等、復興や再生に視点を置いて、記述していきたいと考えております。

続きまして、第3章の男女共同参画の推進に関する施策についてでございます。

こちらについては、サブテーマを2箇所変更するとともに、施策を整理し、6つに変更しております。

まず、第3次計画に記載している施策1のサブテーマ「政策決定への女性の参画拡大」を、第4次計画では「参画促進」に文言を変更しております。これは、政策決定過程への女性の参画について一層進める必要があることから、働きかけをより強調した「促進」という言葉を用いたものです。

次に、第3次計画の施策6のサブテーマ「共に目指す安全・安心な社会」を第4次計画では施策7のサブテーマ「助け合い・発展を実感できる社会」に変更しております。先ほどもお話ししましたが、東日本大震災発生から10年目に入り、その後も起きてい

る大規模災害からの復興や防災に関する男女共同参画の実現は、地域づくりと一つになって、なお一層必要性が高まっております。そこで、地域という視点で施策6と施策7を1つに統合し、地域の安全・安心も含めて「助け合いや発展を実感できる社会」を目指すと整理いたしました。

次に資料3 宮城県男女共同参画基本計画（第4次）の基本的な考え方を御覧ください。資料2と同様に変更点を御説明いたします。

1 計画策定の趣旨です。

本文2段落目後半に「平成28年3月には第3次計画を策定し」を挿入しております。また、4段落目、「このため、男性、女性、性的マイノリティなど全ての人」から「策定します」までの4行について文言等を修正しております。これは、3月の審議会でお示しした男女共同参画基本計画（第4次）の策定に当たっての視点1の②でお示した文言を盛り込んだものです。

更に、その下の5段落目については、本計画は男女共同参画社会基本法の規定により都道府県が定めなければならないこととされている都道府県男女共同参画計画であること、また、女性活躍推進法に基づく本県の推進計画として位置付けることについてまとめ、第4次では新たに「持続可能な開発目標（SDGs）の達成に寄与します」と追加しております。SDGs達成のためには、あらゆる分野において、男女共同参画、女性活躍の視点を常に確保し、施策を推進していく必要があるためです。

最終段落については、令和3年度が始期となる「新・宮城の将来ビジョン」に基づき文言の修正を行っております。

続きまして、2の基本計画の期間でございます。

左の第3次計画に記載しております、県政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン」及び東日本大震災からの復興の道筋を示した計画である「宮城県震災復興計画」については、令和3年が始期となります。「新・宮城の将来ビジョン」に統合されていることから、第4次計画では、「県政運営の基本的指針である新・宮城の将来ビジョン」と変更しております。

また、期間については「新・宮城の将来ビジョン」の計画期間が10年の予定となっており、その半分となる5年を男女共同参画基本計画（第4次）の計画期間としております。なおこの期間は、国の第5次男女共同参画基本計画の期間とも一致します。

続きまして、資料3の2ページを御覧ください。6の基本計画の構成でございます。

本文下から4行目「さらに」から一文を修正しております。こちらは、構成案の資料2でも御説明しましたが、県の現状部分で、「6 東日本大震災からの復興と再生」として項目名を一部変更し、また復興や再生に視点を置いた内容で記載していきたいと考え

ておりますので、「再生に向けた取組」と文言を変更しました。また、新型コロナウイルス感染症に関わる影響が多岐に渡っていることから、「新型コロナウイルス感染症に伴う影響と現状」についても記載して参りたいと考えております。

3 ページを御覧ください。7 の基本計画の体系でございます。

体系1の(4)「男性、女性、性的マイノリティなど全ての人の人権の尊重とあらゆる差別の根絶」と変更しております。暴力をはじめとする人権侵害は、女性のみならず男性や性的マイノリティの方にも及んでおり、社会全体で取り組まなければならない大きな課題となっております。そこでこのように、文言を変更いたしました。

また、基本計画の体系の6では、サブテーマについても修正しておりますが、ここは構成案でお話したとおりですので説明は省略させていただきます。

体系6の(5)「男女共同参画の視点での防災意識の啓発及び体制の強化」については、第3次計画の基本目標7「東日本大震災からの復興・防災」の内容をこの部分に盛り込んだものです。これは、東日本大震災、そして震災以後も相次いで発生している自然災害や、新型コロナウイルス感染症等の新たな危機をも想定したものです。

次に資料4 宮城県男女共同参画基本計画（第4次）指標項目案を御覧ください。

こちらは、第1次、第2次、第3次の基本計画の指標項目と、第4次の指標項目案を示したものです。1ページ、2ページ目は計画期間内の目標値・予測値を示した指標、3ページ、4ページ目は男女共同参画の参考指標を示しております。

基本的に基本計画（第3次）の内容を踏襲する形にしております。項目の加除等について御意見を頂戴できればと思います。

最後に資料5の男女共同参画に関するアンケートについてですが、こちらは昨年度当課にて実施しましたセミナーやシンポジウムに御参加いただいた皆様へアンケートを実施させていただき、とりまとめたものです。200名弱の方に御協力をいただきました。男女共同参画に関する全体的な傾向としてこちらで確認いただければと思い、参考として配布させていただきました。

事務局からの説明は以上でございます。

【水野委員】

ただいま事務局から説明がありましたが、事務局案も踏まえながら、基本計画の策定に当たって、日頃、男女共同参画についてお考えになっていること、御質問や御意見等はございませんでしょうか。

では、私からお話させていただきます。御説明いただいた資料3の3ページについて、1の(4)「男性、女性、性的マイノリティなど全ての人の人権の尊重とあらゆる差別の根絶」

ということなのですが、3次計画の(4)「女性に対する暴力の根絶」が消えていることに少々違和感がございました。

先ほど、資料1の第2章の5で「女性に対する暴力」を「配偶者等からの暴力」と書き直されていましたが、そこは女性からのDVもあるということだと思います。しかし、家庭内の暴力の問題というのは非常に深刻ですのに、その暴力の根絶を削って、差別の根絶という表現にとりかえると、かなり意味合いが違ってくる気がします。もしここが人権委員会であれば、御提案どおりでも良いかと思いますが、ここは男女共同参画の審議会です。性的マイノリティの問題は非常に重要であることは確かですが、この審議会の主たるテーマではありません。むしろ今も我々の社会の中に根強く残っている性別差別と性別役割分業がもたらしている問題をターゲットとする審議会だと思っております。家庭内の暴力が、女性だけに向けられているのではないという視点は構わないのですが、ここは全体の性格が大きく変わる一文になっているような気がします。そこをあえて変えられたのであれば、その理由を少し御説明いただきたいと思います。

【田中課長】

第3次計画で初めて性的マイノリティに関して記載したことを踏まえ、LGBT相談等も実施しております。今の時代、性的マイノリティへの関心も高くなってきているということもあり、第4次計画でも、性的マイノリティに関する記載をしたいという事務局サイドの思いがありまして、1の社会全体の部分に記載いたしました。

【水野委員】

女性に対する暴力に限らず、子どもに対する暴力も非常に深刻で、特にその領域の対策が日本は非常に遅れていると思います。最近まで、御近所の力や大家族の力といった社会的安全弁があったのですが、それらが急速に失われて、家族が孤立するようになった結果、深刻な問題になっています。性的マイノリティに関して記載することに反対はしませんが、家庭内暴力の問題は、大きな柱で有り続けて欲しいと思っております。

【田中課長】

2の「家庭における男女共同参画の実現」の(3)では「DV(配偶者等からの暴力)の根絶」ということで記載しているのですが、これとは別に1の社会全体の部分で記載すべきとの会長の御意見でよろしいでしょうか。

【水野委員】

社会全体の部分で「女性に対する暴力の根絶」が消えたことが気になるということですか。

【田中課長】

承知しました。

【渡部委員】

実は新しい働き方として、テレワークがあります。そうすると、今、家庭内暴力の話が出たのですが、同様に、家庭内で男性と女性がどのように仕事と生活を両立させていくのか、もう少し議論されても良いかと思います。ただし、先取りの議論になってくるので、政策の継続性の問題と、新しい状況にどう対応していくかの判断が必要となる可能性があります。実際、大学の事例を申し上げますと、ソフトを使用した遠隔授業を行っています。そうすると水野委員がお話されていた家庭の在り方や、男女が家庭と仕事をどのように両立していくのか、それからそこにお子さんたちがどのように関わっていくのか、こういった新しい働き方を入れる、計画へ入れる入れないという問題ではなく、少し議論しておかないといけないかと思います。5年間の計画となると、新型コロナウイルスの影響というのは、1、2年では収まらないと言われていまして、是非、水野先生の御意見に加えて、この視点も入れていただきたいと思います。

また、資料3の3ページの学校教育についてですが、この学校の対象はどこまでを考えていますか。

【堀内専門監】

小学校から大学までとしております。

【渡部委員】

そうした場合にリーダーシップの問題が考えられ、今後、女性が社会の中心で活躍していくとなった時に、近年、仕事の継続年数は男女一緒になってきてはいますが、役職割合や平均賃金が男女で大きく違っています。そういったこともありますので、3の「学校教育における男女共同参画」あたりにリーダーシップの話を入れていただけると良いと思います。そうしますと、1の(1)「政策・方針決定過程への女性の参画促進」に繋がってくるかと思えます。ワーク・ライフ・バランスや能力開発も大切ですが、能力の高い女性の方々に、より活躍していただくためには、社会に色々な御意見をいただけるようなリーダーシップが必要だと思っておりますので、御検討いただければと思います。以前もお話しましたが、大学生に宮城県に残って貰うことが必要ですので、そのためには、リーダーとして活躍できる人材を育成していかなければならないと思います。

【水野委員】

教育におけるリーダーシップの能力の位置付けは大きい問題だと思います。教育学者から話を聞いたことがあります。別学と共学の是非の議論で、女子校は存在意義があるとされているそうです。男女共学ですと、級長は男子、副級長は女子というように、社会の中の差別構造が学校教育の中にも入ってくるのですが、女子校だとそういったことがなく、学級委員長にしろ、生徒会長にしろ、女子がやらざるを得なくなります。そうするとリーダーシップの能力が培われて、社会に出てからも活躍するのだそうです。そういった教育上の観点も入れていただけるといいかと思います。

他に何か御意見等ありませんでしょうか。

【土橋委員】

性的マイノリティについて、男性、女性、性的マイノリティと並列して記載されていますが、身体的な性といわゆる性自認という、内的な性が不一致の方をマイノリティと言ってしまうのではなく、「性別に関わらず」といった書きの方がよろしいのではないのでしょうか。ここでマイノリティと記載すると、身体的性と内的な性が一致している人がマジョリティであると言う見方に繋がりがねないと思いました。

また、渡部委員からお話のあったように、5年間の計画期間ということで言えば、5年の間に新型コロナではない他の感染症リスクも発生すると考えると、新型コロナと特定するのではなく「新型の感染症」等の記載にしてもいいのではないかと思いました。

新しい働き方の部分も然り、これからどんどん働き方も社会も変わっていくので議論が必要になってくると思います。今回のコロナの関係で、働くお母さん達が在宅ワークの中でとても苦勞していたということを沢山聞きました。自宅にパソコン持ち帰ったのはいいけれども、子どもからすれば、お母さんがいるのに甘えられない、お母さんからすれば、仕事があるのに子どもがいてなかなか仕事にならないといった状況です。在宅勤務・テレワークにおいても仕事と家庭の両立の問題は新しい形で顕在化してきているようです。

先日、宮城県の合計特殊出生率が全国の都道府県の中で下から2番目という報道を拝見いたしました。安心して産み育てられる環境づくりについても少し関連があるかと思い、お話しさせていただきました。

【水野委員】

少子化問題については、計画のどこかに入れてもいいと思います。男女共同参画、男女平等が進むと、少子化問題に対しては構造的にプラスになるはずですが。日本の戦後の労働市場形成が、24時間働けますかといったメンバーシップ型の男性正社員と、家庭責任を負った女性のパートタイマーというパターンであったために、男女の賃金格差が非常に広がりました。そして、やがてグローバリゼーションが進んで、企業が男性全員を正社員として雇用する負担に耐えきれなくなり、若い男性が非常勤にしかねれず、すると女性は自分の妊娠、

出産の時期を支えてくれない男性とは結婚できないということで、晩婚化・非婚化が進み、少子化になっていくという構造が、マクロに見るとあります。男女ともに働いて生活ができることは、少子化対策にとっても、とても重要な観点だと思います。

大変重要な数々の御指摘を頂いていますが、他にいかがでしょうか。

【熊谷委員】

私も水野会長がおっしゃったように、男性、女性、性的マイノリティという部分にとっても違和感があるなと思いました。性的マイノリティというのは、どちらかというところの(4)の国際的視野及び多文化共生の方にあると良いと思いますが、今の性的マイノリティへの認識はまだまだかなというところがあります。町長に就任して1つ報告があったのは、トランスジェンダーの方を採用しなかったという事例がありまして、その方から町長宛に手紙が届いて、不採用の理由を問う内容でしたが、トランスジェンダーであることを理由にして不採用にした訳ではないのですが、トランスジェンダーの方を雇用した際に、トイレの問題等、分からないことが多すぎますので、もう少し、教育等、理解を広げてから載せるべきなのかとも思います。さきほど土橋委員がおっしゃっていた、男性、女性、性的マイノリティと並列するほどに、県としてこれは積極的に取り上げたいテーマだということであればやぶさかではないのですけれども、そうでなければもう少し理解の度合いを深めてからの方が良いのではないかと思います。

もう一点、5番目の農林水産業・商工自営業を特だしているのは何か理由があるのかと聞いています。農林水産業の従事者は大分宮城県では低くなっており、サービス業の方が多くなっていると思いますが、なぜここで農林水産業等が特だになるのかというのが疑問です。私の妻が米の専業農家出身ですが、彼女の親族や義理の父・母の生活を見てると、男女平等ではないかもしれませんが男女共働です。農家の皆さんから学ぶ男女の在り方や家庭の姿というのは非常に勉強になると思っていましたので、この5番目の農林水産業等がどういう扱いで特だしをされているのかということをお聞かせ頂けたらと思います。

【堀内専門監】

農林水産業、商工自営業という所につきましては、計画が始まった時から項目として設けているところがございます。その背景には、女性の農業従事者が4割ほどを占めているとの2015年の調査がありますが、確かに農業生産、地域活動において重要な役割を女性が担っていることは事実であります。指導的地位や経営者という立場においては、やはり男性が多くを担っている状況があります。女性の農業経営等における位置付けを明確にするために、家族経営協定を実施しており、その一層の普及啓発を図ることでこの項目を設けておまして、第4次でも引き続き項目として設定させていただいております。

【水野委員】

熊谷委員がおっしゃったように、昔の自営業が中心だった社会では、案外女性が強かったということはありません。同時に一方で、実際に農業のような重労働に就く女性達が減少しており、そして日本人女性の嫁が足りないからと外国人の女性を配偶者として迎え入れる現象も起きています。女性に、共同経営者としての権利と法的な力も与えたいという方向の御意見かと思ひ、お話を伺っておりました。

【渡部委員】

本学ではトランスジェンダーの方々を受け入れることにしました。

正規カリキュラムに組み込まれた複数の必修科目において、「性の多様性と人権」を取り上げ、学生がセクシャルマイノリティについて学ぶ機会を設けてきました。2017年に発足した「性と多様性と人権」検討委員会および2018年に引き継いだ「性の多様性と人権」委員会では、学生・教職員を対象に研修会、公開講演会、説明会等を継続的に行っています。2018年には学生の自主活動「にじいろプロジェクト」も立ち上がり、宮城学院をはじめ社会で性の多様性についての理解が広がることを目指して活動しています。

授業、学生生活、留学・学外実習（教育実習等）、インターンシップ・就職指導・キャリア支援、あるいは、周囲の対応およびカミングアウト等について、指針を定めています。その上で、相談窓口を設けています。

熊谷委員の方からお話がありましたので、参考として本学の取組を御紹介させていただきました。

【熊谷委員】

農林水産業関連で、渡部先生からお話のあったリーダーシップというところにもっと重きを置いた議論がされなければならないと思っております。田中角栄さんが大蔵省の大臣になったときに、大蔵省の職員を前にして、全て私が責任をとるから皆さん自由に働いてくださいと話したということもありましたが、私は何もしないけれどもあなたたちが何か失敗した時は責任を取るよということが、日本型のリーダーシップとして尊ばれているところですので、そういうリーダーとしての在り方の男女差について議論してもいいのではないかと思います。やはりニュージーランド等の女性のリーダーが生まれているところは新興国です。歴史ある国はなかなか女性がリーダーシップを取れない、取りたくない、取らない方が有利であるといった、そんな風潮があるかもしれませんので、もう少しこの日本型の組織の上層部や、何か事業を始める時に積極的に力を発揮できるような環境等も踏まえて色々議論して項目立てしていくのもいいのかなと思っております。

【竹中委員】

農協の役員のお話がありましたので実態についてお話したいと思います。JAには大きな組織として、女性のみで構成される女性部があります。JAの女性役員はその女性部の方々になるのが一般的です。

また個人的に思うのは、女性の方が自ら手を上げてリーダーになりたいという意識がなければ、いくら男女共同参画といっても尻込みをしてしまうかと思っています。本県ではありませんが、東京都の知事など行政のトップに女性が沢山いらっしゃるの、それを一つの励みとして、そういった手を上げる女性を育てていかないと、男女共同参画の形成はなかなか難しいのかと思います。

また、私はマイノリティというのはここには合わないのではないかと思いました。男女共同参画というのは男性、女性の違いを認めながら、自分の役割を果たし、互いに助け合っていくという事だと思っています。マイノリティというのは別の話で、人間の生き方としての考え方になってくるかと思っています。

【水野委員】

ありがとうございます。江戸期の日本の社会では、日本人は皆、どこかの家に帰属して、その家の職業を営んで生きておりました。そして、町人の家では、息子ではなく娘夫婦に家の経営を継がせる家訓をもっている家も少なくなく、それは娘の結婚で経営能力のある男性を選ぶことができるからでした。当時の東アジアの中では、日本の女性の地位は中国や韓国に比べると非常に高かったと言われていました。つまり、家の財産や力を背景に夫婦の力が決まるということがあったためです。そういう伝統が未だに文化的テイストとして残っているのかなと思いました。しかしそれは結局、力のある者が勝つということです。男女共同参画の問題は、力のない人、家庭の中で弱い立場にある人、一番弱いのは生まれたての赤ちゃんですが、そのケアをするために弱くなってしまっているお母さんといった、力がない人が守られるように支えるという問題であって、それが我々の審議会の任務だろうと思います。

また、その観点で6の「地域における男女共同参画の実現－助け合い・発展を実感できる社会－」も、この記載は本当に大切なことだと思います。例えば児童虐待で、お父さんが殴ると昔は御近所の方がうちに逃げておいでと言って助けて貰っていた子どもたちが、今は鍵のかかるコンクリの密室で助けてもらえないという問題があります。親に問題があってもまともな大人と接触があれば、子どもは健康に育ちますので、もし可能なら本当に地域の助け合いは大切だと思います。抽象的な表現だけだと、実態が分かりにくいところがありますので、どういうものを以て地域における助け合い・発展が設計されるのか興味深く見ております。古い失われた伝統を回顧するだけではない、しかし地域としてのコミュニティの力を使って支援をしていくことについては、実現性に気を付けて書いていかなければならないと思っております。

他に御意見、アイデアはございませんでしょうか。

【兼子委員】

経営での促進というところなのですが、震災後、本当に沢山の女性起業家が誕生していて、石巻地域は割とサービス業が多く、スモールビジネスと言われるものが沢山生まれていますので、そういう数値を測るのもありなのかと思います。また、表現の仕方になりますが、6の「地域における男女共同参画の実現－助け合い・発展を実感できる社会－」とありますが、もう助け合いではないのかと思います。学び合うや、支え合うなどといった表現の方が今にマッチしているのではないかと思います。特に女性のリーダーシップに関しては、本人は望んでいないけれども、周りから言われたからということで登用され、その女性が上の地位になった時について行けなくなり、病んでしまうという話を沢山聞くので、会社での女性の役員割合が何割かというのではなく、教育の場や、そういった方々が繋がる場といったものも準備していかないと、上の地位にいても自分には無理だからといって辞めてしまうことになってしまうので、そういうことに関しても考えていただければと思います。

また、アンケートの2で男女共同参画を進める上での阻害要因ということで記載されていますが、読んでいて、どこか他人事として捉えているなどと思いました。子育て中の方等は、子ども達を育てているので人材育成という所では非常に能力を発揮されている方もいらっしゃると思います。あとは非常にコミュニティを作るのが上手だったりするので、アンケートの中に、自分事として捉える機会が少ないからというような項目を設けると、そこに数値が沢山集まるのではないかと思います。

【成瀬委員】

今回の新型コロナウイルスの影響で、学校は約3ヶ月の臨時休校に入りましたが、その中で児童虐待というものがどれくらい増えたのかということが話題とされています。校長会議では、児童虐待が非常に深刻ということで、各学校現場においては子ども達の様子をしっかりと見てくださいというような事が話されてきました。実際に学校が始まるということで、お母さん達が家庭内でストレスが溜まっていたようで、やっと学校が始まるということで喜んでいました。また働き方について、経済的に収入が減ってしまったがために、それを以て両親のストレスが子どもに向いてしまったり、また家庭が孤立してしまったということもあります。私は職員には、学校の再開に関して子ども達の心のケアを最も大事にしてくださいと伝えていたのですが、その反面で親御さんへ寄り添うことで親御さんがはき出すことができ、少しはストレス解消に繋がっていくのかということもあります。家庭内の暴力は深刻だと捉えておりますので何かしらの数字があると敏感に感じるができるかと思えます。

また、6の地域のサブテーマについては、「助け合い」よりも「学び合い」の方が、これからの男女共同参画には大事なのかなと感じておりました。お互いが繋がるということや、

前回の審議会の中でお話がありましたが、各市町村でリーダーになり得る人や、女性を対象にセミナーを実施しているということもありますので、その地域や、市町村で実施しているセミナーなどを活用して、今後、自ら学ぼうとする、自ら学び合っていく社会ができ、またそれが、更に地域が活性化していくものに繋がれば良いのかなと思います。

【水野委員】

子ども達のかかえている問題に気づかれるのは、保育士の方や小学校の先生で、そういう方達の気付きをすぐに公全体でカバーする体制になっていないのが現状です。主に、現場の先生方の御尽力に頼っている側面があるのだと思いますが、県のレベルですくい上げられるシステムができあがるといいですね。私自身も子どもを持つまでは、徹夜しながら論文を書くことがありましたが、子どもが出来てからは、保育園に子どもを預けている時しか仕事ができませんので、工場労働者のような働き方になりました。家庭の中で子どもがいて仕事をするとするのは、本当に大変だと思います。今回のコロナで吹き出した問題にも、急速に近代化した日本社会では、核家族だけに生命の再生産を委ねてしまい、社会福祉で共同体の喪失を補完することが不十分だという構造的問題が、背景にあるように思います。昔の職場というか、農家では、職場と生活の場が一緒でしたから、野良仕事をしているお母さんが休める時間というのは、赤ちゃんをあせ道で授乳している時間だけ、あとの時間は他の人たちが子どもを育てているという社会が100年前はあった訳ですが、それから家族が急速に孤立していくことになったことの難しさがここにきて吹き出しているような気がします。どう設計していくのかはそう簡単には結論は出ないとは思いますが、こういう意識を持って5年間の計画を立てられるといいと思います。

他に御意見等いかがでしょうか。

【栗林委員】

私達の活動の中で女性の仕事の相談というのを受けているのですが、その中でよく聞かれるのは育児休業後の職場復帰をした後の女性の悩みというのが非常に多いことです。ここでの指標では育児休業の取得率は90%近くになっており、取得すること自体はできても、復帰した後、子どもが小さい間、休みがちになってしまっただけでこのまま続けていけるのだろうかというような悩みや、家庭の中で相談しても母親が子育てを引き受けざるを得ない状況になってしまっただけで、追い込まれている方も多い状況です。今後の指標として、職場における男女共同参画やワーク・ライフ・バランスというところを見える化していく、職場復帰後のところが大事になってきているのではないかと感じています。また、家庭における男女共同参画というのは、父親と母親がいることを想定しているのかもしれないのですが、シングルマザーの女性も多いと感じています。昔は家族と同居していることが多かったかもしれないのですが、今は世帯が別になっていることが多く、ひとり親が頼れる人が本当にいないという状況で、その時に公的なサービスをどれくらい受けられるのかということや、地域

の中で支えられる共助の仕組みがあるのかどうかというのが非常に大事になってきているなど感じています。

更に、次の基本計画はこれから5年先の目標ということで、若者に向けたことや、学校でのキャリア教育など、そういうテーマでも男女共同参画の実現を目指す指標があるといいのではないかと思います。このことも相談を受けている中で、自分の考え方というのが、家庭の中で再生産されていて、親からどういう風に言われていたとか、そういうことの中で息苦しさを感じている方も非常に多くて、子どもの時代にどういう教育を受けてきたかというのが非常に重要になってくると思います。

【水野委員】

脳科学者と一緒に児童虐待の研究をしたことがあるのですが、人間は、群れで生きる、群れで子どもを育てるとというのが自然な在り方であるそうです。それが今、孤立する育児になってしまっており、親だけを見て育つことは、どこか歪むこともあるのだと思います。保育園などはある種の群れによる育児の再現のような気もします。そういう観点や、今御指摘のあった母子家庭についての観点も入れてはどうでしょうか。日本の母子家庭の貧困率はご存じのように諸外国よりはるかに深刻な貧困率です。2つの構造的理由があって、日本では、労働市場での男女差別が深刻であることと、養育費取り立ての仕組みが、諸外国と比べて段違いに整っていないことがあります。扶養料債権の場合は、債権者は圧倒的弱者ですから自ら強制執行をかけることも無理ですので、諸外国では、地方公共団体や国が手伝って取り立てることになり、最後は不履行すると刑事罰が待っています。しかしながら日本はそうになっていません。実家が面倒をみるという昔の考え方が民法の中に残っていることもありますが、もうそういう自営業の時代ではなくなっていますので、構造的な問題を抱えているテーマとして、母子家庭の貧困などの観点を入れていただければと思います。

【渡部委員】

母子家庭の話が出たのですが、実は父子家庭もありまして、大学で収入が厳しいということで学生の方々に給付金を給付するというで状況を聞いたのですが、母子家庭もあれば父子家庭もあり、随分経済的に厳しい御家庭が出ていて、現在働く場所と生活の場所が違っているため、学生の中には5人家族なのに生活の場が5箇所あるが、移動制限がかかっているでどこへも動くことができない、あるいは父子家庭、母子家庭で単身赴任しているので、先ほど母親の方に非常に負担がかかるという話がありましたが、母親がいないと逆に父親が面倒を見なければならぬ、というような男女共同参画の家庭の在り方の話と働き方の話は随分変わってきた可能性があるかと思います。父子家庭や、単身赴任といった、生活と働く場が異なっているような人達に対しての男女共同参画に関して議論してもいいのかなと思いました。

【水野委員】

父子家庭は父子家庭で普通だとお母さんに任せていてなんとかやれている負担が、お父さんに全部乗っかってくるということですから困難を抱えるものだろうと思います。

他に御意見等ないでしょうか。

(特になし)

それでは皆様活発な御意見ありがとうございました。

事務局の方で、皆様から色々御意見いただきましたので取り入れる形でたたき台を作成いただければと思います。審議会については、4回の開催ですが、その合間でもこのように作成してみましたがいかがでしょうかと積極的に原案を委員の方々に提示し、お知恵を拝借するという形でおまとめいただければと思います。

それでは議題（2）ですが何かございますでしょうか。

(特になし)

それでは議題については、以上となりますので進行を事務局へお返しいたします。御協力いただきましてどうもありがとうございました。

4 閉会

【事務局】

水野会長，議事進行誠にありがとうございました。

それでは以上をもちまして，宮城県男女共同参画審議会を閉会させていただきます。本日は長時間に渡りまして，誠にありがとうございました。